

# 町政モニターの概要

## 1. 町政モニター制度の目的

この制度は、町政に関し広く町民の皆さんからご意見やご要望などをお聴きし、町政運営の参考とさせていただくことを目的に実施します。

## 2. 町政モニターの選任、任期、身分

### (1) 町政モニターの人数及び選任

- ① 町政モニターは、町政一般について関心を寄せる町内に住所を有する20歳以上の方で、町長が委嘱します。  
ただし、④に掲げる職に該当する方は除きます。
- ② 町政モニターの人数は15人以内で、一般公募及び各課等経由の推薦とします。
- ③ 町政モニターは、地区別、職種別、年代別、性別など全体のバランスを考慮しながら選任します。これは、一部地域や職種、年代または性別に片寄って選任されることを避けるためです。
- ④ 次に掲げる方は、町政モニターになることができません。
  - ア 議会議員（国会議員、地方議会の議員）
  - イ 国家公務員及び地方公務員  
(国、県または市町村の職員、教員、警察官など)
  - ウ 国の行政相談委員
  - エ 町が設置する審議会、調査会及び委員会の委員
  - オ 過去に町政モニターを経験したことがある方

### (2) 町政モニターの任期

- ① 町政モニターの任期は2年とし、委嘱した日から翌々年の3月31日までの間です。
- ② 特別の事由（町外に転出、職務の遂行に支障）等がある場合は、その日までとします。

### (3) 町政モニターの委嘱

委嘱にあたっての委嘱状交付式は行わず、書面の郵送をもって委嘱します。

### (4) 町政モニターの身分

町政モニターは、町から委嘱されますが、一町民としての自由な立場から、町政に対して率直なご意見やご提言を述べていただくものです。

### 3. 町政モニターの仕事

#### (1) 意見・要望等の随時提出

町政モニターは、町の施策などについてのご意見などを、随時自発的に「町政モニター意見・要望等随時提出用紙」に記入し「料金受取人払封筒」を使用して、提出していただきます。

なお、随時提出は手書きにこだわらず、ワープロ・パソコンなどを使っても構いません。その際は、随時提出用紙でなく任意の様式で結構です。また、電子メールをご利用いただいても結構です。

(電子メールアドレス：machikei@town.yokoze.saitama.jp)

この随時提出は、時期や回数の制限はありませんが、次のようなことにご留意ください。

- ① ご意見等は、町政に関する事項についてお寄せいただきます。あきらかに国政や県政に関する事項と判断されるものはご遠慮ください。
- ② 個人的な事柄に関しての質問等のご遠慮ください。
- ③ 個人的な苦情・不満・要望、特定の個人を名指ししての非難、または他人の名誉を傷つける恐れのある事項はご遠慮ください。
- ④ ご意見等の内容は論旨をわかりやすくお書きください。
- ⑤ 1回の提出に件数制限はありませんが、内容が数件に及ぶ場合は、1件ごとに分けてお書きください。

#### (2) アンケートへの回答

町政に関するアンケートに皆さん自身のお考えを記入していただく調査です。

#### (3) 研修会、意見交換会等への出席

必要に応じて、詳しくご発言をいただくとともに、町政モニターの方により一層、町政についてご理解をいただくために開催します。

開催に際しましては、ご案内をいたしますのでご出席いただき、ご意見を述べていただきます。

### 4. 町政モニターの意見等の取扱い

#### (1) 随時提出

随時提出によるご意見等は、それぞれの所管課等へ送付し、行政施策の企画立案及び執行などの参考資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する検討結果で、回答できるものについては、ご本人にその回答をお送りします。

#### (2) アンケートへの回答

ご協力いただいたアンケートは、まち経営課において集計、分析して報告書を作成し、行政施策の企画立案及び執行などの参考資料とさせていただきます。

### (3) 意見交換会等

意見交換会等で出されたご意見等は、それぞれの所管課等へ送付し、行政施策の企画立案及び執行などの参考資料とさせていただきます。

## 5. モニター活動に対する謝礼

意見・要望等の随時提出、アンケートへの回答及び意見交換会等に対し、報告回数及び出席回数に応じて、僅少ですが謝礼を3,000円の範囲内で、年度末に商品券でお渡しいたします。

## 6. その他

- (1) 町政モニターには、活動の参考としていただくため、町政に関する資料を随時お送りします。
- (2) 住所を移されるときは、できるだけお早めにご連絡ください。
- (3) 随時提出用紙及び料金受取人払封筒がお手元になりましたなら、いつでもご請求ください。
- (4) 町政モニターに関することで、ご不明の点などがありましたなら、まち経営課政策・秘書・広報グループまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】 まち経営課 政策・秘書・広報グループ  
電話 25-0112  
FAX 23-9349  
Eメール machikei@town.yokoze.saitama.jp

# 町政モニター意見・要望等随時提出用紙

平成 年 月 日

氏 名	
(表題)	
(内容)	

- 【注意】
- ①ご意見等は、町政に関する事項で、あきらかに国政や県政に関する事項と判断されるものはご遠慮ください。
  - ②個人的な事柄に関する質問等のご遠慮ください。
  - ③個人的な苦情・不満・要望、特定の個人を名指ししての非難、又は他人の名誉を傷つける恐れのある事項はご遠慮ください。
  - ④ご意見等の内容は論旨をわかりやすくお書きください。
- ① 1回の提出に件数制限はありませんが、内容が数件に及ぶ場合は、1件ごとに分けてお書きください。

## 町政モニター応募用紙

ふりがな 氏名	
性別	男 ・ 女
生年月日	大正・昭和 年 月 日
住所	横瀬町大字
電話番号	0494-
Eメールアドレス	
職業	
勤務先・役職	
勤務先住所	
勤務先電話番号	
応募の動機または、 モニターへの意気 込み等をお書きく ださい。	

※上記個人情報は、町政モニターに関する事務以外に使用しません。

# 町政モニター推薦用紙

課所名 \_\_\_\_\_

ふりがな 氏名	
性別	男 ・ 女
生年月日	大正・昭和 年 月 日
住所	横瀬町大字
電話番号	0494-
Eメールアドレス	
職業	
勤務先・役職	
勤務先住所	
勤務先電話番号	
応募の動機または、 モニターへの意気 込み等をお書きく ださい。	

※上記個人情報は、町政モニターに関する事務以外に使用しません。